

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	動物の飼養又は収容の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	化製場等に関する法律第 9 条第 1 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	化製場等に関する法律第 9 条第 2 項 化製場等に関する法律施行令第 1 条 化製場等に関する法律施行条例第 9 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○化製場等に関する法律 第 9 条 都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、政令で定める種類の動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該動物の種類ごとに都道府県の条例で定める数以上に飼養し、又は収容しようとする者は、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、都道府県知事は、当該施設の構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合していると認めるときは、同項の許可を与えなければならない。</p> <p>○化製場等に関する法律施行令 （法第 9 条第 1 項の政令で定める動物の種類） 第一条 化製場等に関する法律（以下「法」という。）第 9 条第 1 項の政令で定める動物の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 牛 (2) 馬 (3) 豚 (4) めん羊 (5) やぎ (6) 犬 (7) 鶏（30 日未満のひなを除く。） (8) あひる（30 日未満のひなを除く。） (9) その他その飼養又は収容に関して公衆衛生上の配慮が必要な動物として都道府県の条例で定める動物</p>
参 考 資 料	

標準処理期間	■設定 □未設定 10日
備考	(秋田県)市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第39第1号により美郷町に権限移譲
設定日	平成27年10月31日